

星陵中学校・高等学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

- (1)いじめの発生しない学校づくりに尽力する
- (2)生徒の声を受け止め、しっかり向き合う
- (3)迅速かつ組織的に対応する
- (4)専門家、保護者、関係機関との連携を図る

2 学校及び教職員の責務

全ての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、専門家、保護者、関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止並びに早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対処し、再発防止に努める

3 いじめ防止対策等に関する具体的な取り組み

(1)未然防止のための取り組み

- ◇ホームルームや学校行事、部活動を通じた望ましい人間関係の構築
- ◇自主的かつ主体的な部活動、各行事実行委員会の活動を通じた目標に向かって協働する生徒集団の育成

(2)早期発見のための取り組み

- ◇クラス担任による個人面談の実施
- ◇生徒、保護者の相談室利用の促進
- ◇教科担当とクラス担任との日常的な生徒情報の共有
- ◇保護者会や面談の活用
- ◇教職員への研修の実施
- ◇生徒・保護者対象の「いじめに関する」アンケートの実施

(3)早期対応のための取り組み

ア いじめ防止対策委員会を核とした対応

- ◇把握した情報に基づく対策方針の策定
- ◇役割分担の明確化
- ◇全教職員による情報共有

イ 被害生徒、加害生徒、周囲の生徒への取り組み

- ◇被害生徒の安全確保、相談室を中心としたケア、教育を受けられる環境の確保
- ◇加害生徒に対する組織的、継続的な観察と指導
- ◇いじめを報告した生徒の安全確保、傍観生徒への指導

ウ 保護者との連携

◇被害生徒・加害生徒それぞれの保護者との情報共有並びに対応

エ 関係機関との連携

◇家庭、法人本部、地域、警察、児童相談所との連携、協力

(4) インターネット上のいじめへの対応

発信された情報が急速に拡散されてしまうこと、発信者の匿名性、その他インターネット（特に SNS）の特性をふまえて、インターネット上のいじめを防止し、生徒及び保護者が効果的に対処できるように必要な啓発活動を行う。

(5) 重大事態への対処

ア 被害生徒の保護、ケア

◇被害生徒の保護

◇カウンセラーによる被害生徒とその保護者に対するケア

◇家庭訪問を通じた家庭状況の把握とケア

イ 加害生徒への働きかけ

◇懲戒

◇加害生徒とその保護者に対するケア

ウ 保護者との連携

◇臨時保護者会の開催

エ 関係機関との連携

◇法人本部並びにいじめ防止対策推進法第 31 条にもとづく静岡県知事への報告

◇家庭、地域、警察、児童相談所との連携、協力

4 いじめ防止対策委員会

(1) 設置の目的

本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、教職員、その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための「いじめ防止対策委員会」を設置する。

(2) 委員の構成

指導部生徒指導課で構成する。

(3) 活動内容

◇指導部長は、いじめ防止対策委員会を統括し、必要に応じてクラス担任や関係教職員、保護者との連携や情報共有を図る。

(4) 会議

- ・いじめ防止対策に遅滞や遺漏が生じないように適宜開催する。
- ・いじめ防止基本方針の策定、いじめ問題への対応に関することを協議する。

5 本校の基本方針の評価

委員会を中心として、全教職員により、学校の基本方針の検証を行い、必要に応じて見直しを図る。